平成２１年（フ）第２３２号
埼玉県春日部市粕壁東１丁目５番31号シャテーヌ春日部101号、破産手続開始時の住所埼玉県春日部市南３丁目３番12号
破産者　瀬谷　雅美
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２７２号
埼玉県川口市大字安行慈林148番地の15
破産者　大瀧孝太郎
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２７７号
埼玉県越谷市大成町１丁目45番地12
破産者　佐藤　敏雄
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３６７号
埼玉県春日部市粕壁6778番地１
破産者　河野　善典
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３５６号
金沢市天神町１丁目５番36―３号、従前の住所金沢市桜町22番27号
破産者　室田　順司
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４４０号
金沢市神田１丁目22番35号　ダイカンプラザ406、従前の住所金沢市大豆田本町甲258番地
破産者　森田由美子
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第４０２号
山梨県南アルプス市在家塚1178番地１
破産者　岡田　清弘
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１６０号
山梨県甲府市上石田３丁目13番２号
破産者　伊東　　宏
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１１３号
長野県佐久市大沢下町屋157番地１、住民票上の住所長野県佐久市原402番地
破産者　小山千重子
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第１１４９号
京都市伏見区東組町698番地　パークテラス桃山812、破産手続開始決定時の住所京都市伏見区竹田真幡木町173番地
破産者　山本　陽子
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２５５１号
大阪市此花区西島６丁目10番７号　畑山方
破産者　岡本　清隆
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８９４号
愛媛県東温市西岡599番地50
破産者　井上　良一
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２０年（フ）第８９５号
愛媛県東温市西岡599番地50
破産者　井上　久子
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２０年（フ）第１００４号
愛媛県松山市山越５丁目８番16号
破産者　山之内敏高
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２０年（フ）第１００５号
愛媛県松山市若葉町８番35号　プレンティマンション若葉405号、開始決定時の住所愛媛県今治市別宮町２丁目３番地の１
破産者　山之内義則
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２０年（フ）第７２８号
福岡県筑紫郡那珂川町後野２―１―９―103、破産手続開始申立時の住所福岡市南区大橋２丁目29番33―504号
破産者　中山　裕一
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第７０号
鹿児島県奄美市名瀬小俣町17番21号浜田ビル201号
破産者　海田　昭和
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第９６号
鹿児島県奄美市名瀬大字仲勝665番地１４―205
破産者　靜　　卓甫
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第５２号
青森県弘前市大字高崎１丁目１番地１
破産者　木村　　悟
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部